年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年1月から同年9月までは26万円、同年10月から5年9月までは32万円、同年10月から6年1月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

また、上記期間のうち、平成5年10月及び同年11月について、申立人は、その主張する標準報酬月額(26万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、平成5年10月及び同年11月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から6年1月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が8万円とされている。しかし、申立期間中の一部の給与明細書では26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されている。また、預金通帳の給与振込額も26万円以上であるので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年1月から同年9月までは26万円、同年10月から5年3月までは32万円と記録されていたところ、同年4月30日付けで、4年10月1日に遡って14万2,000円に引き下げ(1回目の減額訂正処理)られた上、その後、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(同年2月4日)と同日付けで、4年1月1日に遡って8万円に引き下げ(2回目の減額訂正処理)られていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与支払明細書及び預金通帳によると、 申立期間において、申立人の給与支給額が、当該減額訂正後の標準報酬月 額に見合う額まで引き下げられた事実は認められない。

また、1回目の減額訂正処理が行われた平成5年4月30日付けで、元同

僚17名の標準報酬月額についても申立人と同様に大幅に減額されている上、6年2月4日付けの2回目の減額訂正処理においても、元同僚11名の標準報酬月額が申立人と同様に8万円に減額訂正されていることが確認できる。さらに、複数の元同僚は、申立期間当時、給与の遅配や未払があったこと及び当該事業所が経営不振であったことを証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、上記の2度にわたる標準報酬月額の遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年1月から同年9月までは26万円、同年10月から5年9月までは32万円、同年10月から6年1月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

2 上記期間のうち、平成5年10月及び同年11月については、申立人が所持する給与明細書により、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額(26万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業 主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか 否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、 行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成元年9月まで 申立期間の標準報酬月額が26万円となっているが、47万円のはずなの で、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された役員年間報酬額役位別計算表によると、申立人の申立期間に係る報酬額は、申立人が主張する標準報酬月額(47万円)に相当する額であったことが確認できる。

また、企業年金連合会から提出された被保険者記録照会対象者リスト(被保険者記録と中途脱退者等の記録の不一致リスト)によると、申立人の申立期間に係る標準給与は、47万円と記録されていることが確認できる。

さらに、A県B厚生年金基金(平成 16 年 11 月 24 日解散)の関係団体であるA県C健康保険組合の担当者は、「昭和 63 年の算定基礎届は、社会保険事務所と厚生年金基金で複写式のものを使っていました。基金の記録と社会保険事務所の記録が相違することは考えられません。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(47 万円)であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を 47 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成10年5月及び同年6月は56万円、同年7月から11年6月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月から11年6月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円とされているが、当時の給与は50万円程度だったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 10 年 5 月及び同年 6 月は 56 万円、同年 7 月から 11 年 6 月までは 50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(同年 7 月 13 日)より後の同年 7 月 19 日付けで、10 年 5 月 1 日まで遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所における代表取締役及び取締役5名の標準報酬月額についても、申立人と同様に 11 年 7 月 19 日付けで、 10 年 5 月 1 日まで遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する申立期間のうち一部の期間に係る給与明細書及び雇用保険受給資格者証によると、申立期間において、申立人の給与支給額が、当該遡及訂正後の標準報酬月額に見合う額まで引き下げられた状況はうかがえない。

さらに、商業登記簿によると、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、当該事業所の元取締役B部長は、「遡及訂正の手続については、事業主と私が行ったことなので、他の取締役は知らなかったと思う。」と証言している上、別の元取締役も、「申立人はC部長であったので、社会保険事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成10年5月及び同年6月は56万円、同年7月から11年6月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 16 年 3 月から 17 年 9 月までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 16 年 3 月から同年 8 月までは 19 万円、同年 9 月から 17 年 8 月までは 22 万円、同年 9 月は 18 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成17年10月及び同年11月について、申立人は、その主張する標準報酬月額(18万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成17年10月及び同年11月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月から19年12月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額及 び保険料控除額に見合う額よりも低い額で記録されている。給与明細書及 び預金通帳の写しを提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 16 年3月から 17 年9月までの期間について、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、16 年3月から同年8月までは19万円、同年9月から17年8月までは22万円、同年9月は18万円と記録されていたところ、18年3月23日付けで、16年3月に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所の事業主の標準報酬月額については、平成17年3月2日付けで、遡って9万8,000円に引き下げられている上、申立期間当時の元同僚8名の標準報酬月額についても、申立人と同様に18年3月23日付けで、遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書及び当該事業所から提出され

た賃金台帳によると、当該期間において申立人の給与支給額が、引き下げ後の標準報酬月額に見合う額まで減額された事情はうかがえない。

また、滞納処分票によると、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 18 年 3 月 23 日付けで行われた遡及訂正処理は、事実に即したものとは考え難く、申立人について 16 年 3 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成16年3月から同年8月までは19万円、同年9月から17年8月までは22万円、同年9月は18万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成17年10月及び同年11月について、当時の経理事務担当者は、「事業主から、給与額は減らさず、標準報酬月額だけを下げたと聞いた。」と証言しているところ、前述の給与明細書及び賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(18万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 前述の給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う 標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が当該期間において一致 していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこ とから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 一方、申立期間のうち、平成 17 年 12 月から 19 年 12 月までの期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、前述の給与明細書及び賃金台帳によると、当該期間においては、給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月1日から38年4月1日まで 昭和37年5月から38年3月までA県のB所に勤務したが、厚生年金保 険の被保険者記録が無い。当該期間については、給与から厚生年金保険料 が控除されたはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B所に勤務していた元同僚の妻の証言、及び申立人が申立期間後勤務した 事業所に提出した前職の履歴書により、申立人がB所に勤務していたことは 推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人が自身と同様の立場で同種の業務に従事していたとする者には、B所における被保険者記録が確認できない。また、元同僚は、「採用後、必ず試用期間があった。試用期間中は社会保険に加入しなかった。」と証言しているところ、オンライン記録及びA県C課から提出された人事記録によると、B所への採用日が確認できた11名のうち、10名は、採用日から被保険者資格取得日までに1か月から1年間の空白期間が存在することから、当該事業所においては、必ずしも従業員全員を採用と同時に資格取得させる取扱いではなく、採用日が異なる者をまとめて被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

さらに、申立期間の1か月前に採用した者は、その採用日から1年後に他の採用日が異なる者と同日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間中に新たに被保険者資格を取得した者は確認できないことから、申立人については、被保険者資格の取得手続が行われなかったものと考えられる。

加えて、A県C課及びD局E部(B所の後継組織)は、当時の関係資料

(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)を保管していないと回答している。 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。